

第4回青森地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月27日（火）午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 場 所 青森第二合同庁舎 1階共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	岩崎委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	相馬委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員
	使用者委員	小山内委員	小野委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	井嶋 青森労働局長	上野 労働基準部長	森越 賃金室長	木村 室長補佐	高山 賃金指導官	

4 開会

（事務局 室長補佐）

定刻になりましたので、ただ今より第4回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことを報告いたします。

本日の審議会の公開に関しましては、傍聴人の募集の公示を行ったところ、8名の申し込みがあり傍聴いただいていることを併せて報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、石岡会長よろしく願いいたします。

（石岡会長）

それではよろしく願いいたします。

ではまず、議題の1ですが、8月9日に答申をいたしました青森県地方最低賃金に係る改正決定に対して異議の申出がありました。最初に事務局から申出の状況について報告をお願いします。

（事務局 賃金室長）

異議の申出につきまして説明させていただきます。

青森県最低賃金改正につきましては、8月9日に、55円引上げて953円とする旨の答申をいただいておりますが、審議会の答申要旨につきまして公示を行いましたところ、8月23日及び同26日に青森県労働組合総連合議長奥村榮、青森県医療労働組合連合会執行委員長秋元春美、青森県地域一般労働組合執行委員竹浪協子、全国福祉保育労働組合青森支部執行委員長三上千幸の4名から再審議を求める旨の異議の申出がありました。

したがいまして、青森労働局長から本審議会に、当該異議申出に対する意見を求める

内容の諮問を行わせていただき、審議会における審議を経て答申をいただきたいと考えております。

それでは、井嶋労働局長から諮問をさせていただきたいと思っております。

【労働局長、石岡会長が中央に移動し、労働局長から石岡会長に諮問文を手交】

(事務局 賃金室長)

諮問文の写しにつきましては、委員の皆さまの机上にあらかじめ配付させていただいております。それでは、異議申出書の内容につきまして説明させていただきたいと思っております。

会議次第のついた資料とは別に、別紙のNo. 1 からNo. 4 といたしまして、皆さまのお手元に、異議申出書の写しを配付させていただいております。受理に当たり事務局において内容を点検しておりますが、異議申出書の様式は任意とされておりますので、まず様式についての問題はございません。

また、異議の申出者の要件は、最低賃金の決定によって、直接利害関係を生ずる青森県内の労働者を構成員としておりますので、こちらも問題ございません。

さらに異議の内容及び理由についても、明記されております。

以上、確認の上受理していることを報告させていただきます。

なお、この異議の申出につきましては、委員の皆さま宛、昨日までメールにて送信させていただいております。

異議申出の内容につきまして、全体はちょっと量がありますので、ポイントを絞って読み上げさせていただきます。

まず、別紙1の青森県労働組合総連合からの異議申出書でございます。何点か読み上げますと、「2024年青森地方最低賃金の改正意見に対する異議申出書 青森地方最低賃金審議会は、8月9日、青森県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額898円を55円引上げて、953円とする答申を行いました。異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に5円をプラスとの結論は、極めて意義深いと考えます。」と、4行程飛ばしまして9行目ですが、「しかしながら、時間額55円の引上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また、本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も不十分と言わざるを得ません。」そして2行飛ばしまして、「以上のことから下記の異議申出を行います。」とされております。

「記」以下について、読み上げさせていただきます。

「1 答申された時間額953円のままで最低賃金を決定することについては不服です。

賃金格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に上げると共に、地域間格差を是正してください。景気浮揚、最賃引上げに当たって、公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題で

す。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策を更に強化充実させることを強く求めてください。」としております。

2 ページ目から理由といたしまして(1) から(4) までございます。こちらも部分的に読み上げさせていただきます。「(1) 労働者の生活実態から見て引上げ額は不十分です。」と、こちらの方も中ほどの16 行目にありますが、「専門部会の金額審議は最賃近傍の労働者や女性、パート労働者の生活改善に配慮した検討がなされていることに理解と敬意を表するものですが、さらになお最低賃金の審議に当たっては、現行金額からいくら引上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25 条の生存権がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていただくことが重要であると考えます。」となっております。

「(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます。」、こちらもちよっと3 行目から読み上げますと、「青森地方最低賃金審議会は、目安に5 円プラスし、格差解消を目指す考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、これでもなお、東京は1,163 円、青森は953 円、依然210 円の格差となります。働く地域が違うだけで最低賃金において時間額210 円もの格差が生じる、東京の8 割の賃金で生活しなくてはならないということは不合理であると思います。格差解消が必要です。」。

3 ページ目の方に「(3) 生計費に大きな格差はありません。」こちらの方は具体的な数字を並べて格差がないということを記載しております。

そして中ほど「(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください。」となっております。その理由の(4) のところでちょっと触れますと、4 ページの6 行目の中ほどに、「最低賃金の改善は、中小企業支援をセットで行うことが必要との観点から、答申の政府要望2 点の業務改善助成金等の改善、公正取引の執行強化、周知徹底に加え、中小企業を直接支援する施策を国に求めていただきますようお願いいたします。」とっております。

そして「終わりに」という部分がございます、(5) の最後のところに、「今年度の改定に当たって憲法25 条生存権を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引上げが実現するようよろしくお願い申し上げます。」ということで異議申出の本文の方がこのようになっております。

また、資料といたしまして、その次のページ以降に、最低賃金生計費の試算表の2022 年度版改定結果等の資料が添付しております。

さらに先ほどの「記」の「3」の、公正取引の徹底と中小企業・小規模事業者への支援策の強化等につきましては、5 月に行われました青森県労働組合総連合様からの5 月に行われました局長宛の要請でもいただいております、7 月の審議会及び厚生労働省にも報告をしているところでございますが、今年度の8 月9 日の答申において、中小企業・小規模事業者の支援に関する環境整備としての要望を2 点盛り込んでいるということ

申し添えさせていただきます。

次に、別紙2、19 ページになりますが、2つ目の異議申出書、青森県医療労働組合連合会からの申出書になります。こちらも部分的に読み上げさせていただきます。

19 ページの上から8行目になりますが、「こうした中、政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しましたが、今年の診療報酬及び介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策は、前回から実施しているものと同様に、対象外職種を残し、施設毎に補助の格差をつけるなど、医療・介護・福祉職場に差別と分断を持ち込む内容でした。また、十分な保障制度もなく、長引く物価高の影響も重なる中で、ただでさえ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしは、かつてなく深刻であり、ここの改善なくして医療・介護・福祉職場は成り立ちません。人材の確保、定着、離職防止の観点からも答申された金額への上積みは急務と考えます。」と記載しております。

「記」以下では、1番目に生計費の関係、2番目に地域間格差の状況について記載がありまして、3番目に「以上より再審議の上、上積みを求めます。最低生計費の支援から少なくとも時間額1,500円以上は必要です。一度に引上げが出来ないとしても、到達年度を確認しつつ今年度の引上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について改めて議論してください。」という内容となっております。

20 ページが3番目の異議申出になりまして、青森県地域一般労働組合（ひだまりユニオン）からの異議申出書となっております。異議の内容のところ、部分的に読み上げさせていただきます。「まず、最低賃金を目安通り5円高く答申して下さったことには敬意と感謝を申し上げます。しかし、それでも実際の物価高騰には遠く追いつかない状況です。物価は概ね20%くらい上がっています。これまでの最低賃金である時給898円の20%相当は179円です。これくらい上がらないと私たちの生活は物価高騰に追いついていきません。何卒再審議してくださいますようお願いいたします。」ということで、異議の理由の方にも、諸々書いてございますが、5行目のところを見ますと、「私たちはもともと非正規労働、パート、アルバイトが多いので、低所得であり、高い物は買いません。買っているのはもっぱら食料品と生活用品です。物価高騰について車や住宅なども含めた全体ではなく、食料品や生活用品に限った値上がり幅を見てください。それこそ最低賃金に近い賃金で働く労働者の生活にダイレクトに影響する物価の変化などです。物価高騰はこの先も止まりそうもありません。消費者物価指数は、前年同月比で2.8%上がっているのです。この先も毎年このくらい上昇するのでしょうか。私たちは生活していけるのか、やっていけなくなるのではないかと心配でなりません。」といった記載がございます。

最後、4番目の異議申出書が別紙No.4、21 ページにある全国福祉保育労働組合青森支部からの異議申出書になります。一部を読み上げさせていただきます。「異議の内容、最低賃金の検討をしていただき、目安よりも5円引上げの55円の賃上げをしていただいたことに感謝申し上げます。しかしながら、青森県の最低賃金が953円であることに對し、再審議をしていただく異議の申出をさせていただきます。」と、異議の理由のところ4行

目になりますが、「保育や介護、障害福祉などの福祉職員は命を守り、社会を支える役割を果たしていますが、政府の統計でもその賃金水準は、全産業平均の4分の3となっています。」という記載があります。最後下から3行目を読みますと、「人員確保につながる人の県外流出を抑えるため、最低賃金の地域格差を解消し、全労連が実施している最低生計費調査で分かる、地域を問わず単身の若者が十分に暮らせる額25万円となるための賃金の保障に向け、今一度ご審議をいただきますようお願い申し上げます。」という内容となっております。

以上が4件の異議申出書でございますが、いずれも内容、理由について書面に記載がなされております。

異議申出期間は、昨日8月26日まででございますが、これ以外の文書による異議の申出はございません。

なお、文書による正式な異議の申出ではありませんが、県内の労使双方の立場の方々から、私ども事務局に電話による意見等を頂戴しております。

中には中小企業のコンサルティングも行なっているという事業経営者の方から、「最低賃金の引上げによって労働者の生活が向上しているかどうか、きちんと検証をすべきではないか。」と、「最低賃金の引上げによって税金、社会保険の関係から労働時間を減らしている。そういった実態もあるのではないか。」そういったご意見もいただいております。

また、引上げの支援策につきましては、間接的なものではなく直接的なものをもっと多くすべきといった意見をいただいておりますので報告のみさせていただきます。

繰り返しますが、文書による正式な異議申出書は、今ご紹介いたしました、別紙1から4まで配付させていただいております、青森県労働組合総連合、青森県医療労働組合連合会、青森県地域一般労働組合、全国福祉保育労働組合青森支部からの4件となりますので、この4件についてご審議をお願いするということになります。

異議申出書についての説明は以上となります。それでは、審議のほどよろしく願いいたします。

(石岡会長)

ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして、何かご質問等はありませんか。

では、質問がないということであれば、この異議申出を受けて当審議会として意見をまとめる必要があるわけですが、双方委員の方々からご意見などございませんか。

労使双方よりどうぞ。

(秋田谷委員)

異議申出についての考え方ですよね。4件の異議申出書がありました。基本的な内容については理解するところでございます。

青森県最低賃金審議会は、予備日を含めて4回の専門部会で金額審議を行ってきたところでございます。

その中で労使の歩み寄りの提示額に大きな隔たりがある中で公益見解による採決で決着をしてきたものであります。

再審議を行うことで、県内の最低賃金で日頃働く人たちの発効日が遅くなるというデメリットも考慮する必要があると思っております。

したがって、4件の異議申出書については棄却とすることが妥当ではないかというふうに考えてございます。以上です。

(石岡会長)

他にご意見は、使用者側はございませんか。

(小山田委員)

今労働者側からお話がありましたとおりに思っております。審議についても慎重に行われたものと認識しております。

申出の内容を見ますと、ひとつには、さらなる引上げということがございますけれども、我々使用者側でございますが、県内中小企業・小規模事業者の事業の継続と雇用の維持の観点から、さらなるアップということにつきましては、賛同いたしかねます。

それから地域間格差の是正というふうなお話もあったと思います。これにつきましては、政策的観点から総合的に論じられるべきものということで承知しているところでございます。

そして、中小企業・小規模事業者への支援策の強化充実、こういうふうなところについてもお話がございましたけれども、これらにつきましては、これまでも中小企業団体が中心となって取り組んできておりますし、今後とも中小企業団体が中心となってしっかり取り組んでいかれるものというふうに承知しております。

以上を勘案いたしまして、再審議の必要はないというふうに考えております。

以上です。

(石岡会長)

他にご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

異議申出の内容を拝見しましたが、ご指摘の点も含めてですね、先ほどの話にありました専門部会の中でも、かなり時間を掛けて熟慮に熟慮を重ねた結果だというふうに考えております。

他に特にご意見がないようでしたら、青森県労働組合総連合他3名からの異議の申出につきましては、当審議会の8月9日の答申通りとする、ということに決定してよろしい

でしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

それでは、全体一致で本審議会の答申どおり決定することが適当として答申とすることといたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、答申文の案を委員の皆さまにこれから配付させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。

【事務局が答申文の案を各委員に配付】

(事務局 賃金室長)

では確認のほどよろしく願いいたします。

(石岡会長)

ただ今配付いただきました答申文の案ですけれども、何かご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この答申文を持ちまして、答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは答申していただきます。

石岡会長より井嶋労働局長に対しまして、答申をお願いいたします。

【石岡会長、労働局長が中央に移動し、石岡会長から労働局長に答申文を手交】

(石岡会長)

それでは、青森県最低賃金についての異議申出に係る審議をこれで終了といたします。引き続き、産業別最低賃金の審議を始めます。事務局から日程などについて説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは、産業別最低賃金の日程等につきまして、会議次第がついております資料に基づいて説明させていただきます。

資料2ページをご覧いただきたいと思います。資料No.2、2ページが先の8月9日の審議会で確認いただきました産業別最低賃金検討小委員会の委員名簿ということになります。

小委員会の委員長と委員長代理につきましては、9月2日開催予定の第1回検討小委員会で決めていただくということになりますが、事務局といたしましては、委員長に石岡委員を、委員長代理に森宏之委員の就任をお願いしたいと考えておりますので、お知らせさせていただきます。

資料の3ページ、資料No.3でございますが、そちらが9月2日と9月10日に予定されております、検討小委員会の申出人及び参考人の名簿ということになっております。

一日に2つの業種ずつ申出人、参考人の順で意見聴取を行いますので、それぞれの時刻をご確認いただきたいと思います。

9月2日は、自動車小売業、各種商品小売業につきまして意見聴取をお願いすることになっております。

9月10日は、鉄鋼業、電気機械器具製造業につきまして意見聴取をお願いすることになります。

そして、意見聴取後に検討小委員会としての産別最賃の改正の必要性の有無の結論を出していただくこととなっております。

なお、各申出人・参考人の方に対しましては、既に意見聴取メモの提出をお願いしておりまして、9月2日、同10日の検討小委員会への出席案内の通知等も既に発送させていただいております。

資料の方に戻っていただきまして1ページ、資料No.1の審議日程をご覧いただきたいと思います。こちらが産業別最低賃金の審議日程になります。今お話ししました9月2日、同10日、そして、同12日の第3回目の検討小委員会が終わりますと、同日の午後3時30分から第5回本審を開催する予定としております。

第5回本審では、小委員会報告をもとにご審議いただきまして、審議会としての改正の必要性の有無についての答申をいただきたいと考えております。

その答申において、産別最賃の改正の必要有りとの結論になった場合には、同日に産別最賃の改正の諮問を行わせていただくこととなります。

また、必要性有りとなった場合には、同日から業種毎の専門部会委員の推薦の手続き、推薦公示を行うということになります。推薦の期限までの期間があまりないのですが、12日に答申をいただいてから、実質的には数日しかないのですが、9月18日まで推薦をお願いする予定でございますので、申し訳ありませんが、推薦予定の方の選定準備を労使双方でよろしくお願いいたします。

さらに、9月12日の第5回本審におきまして、必要性有りとの答申が出ますと9月27

日の鉄鋼業の専門部会からスタートし、10月2日に電気機械器具製造業、10月4日に自動車小売業、10月7日に各種商品小売業とそれぞれの専門部会での調査審議をお願いすることになります。それぞれの専門部会の会場が異なっておりますので、ご留意願いたいと思っております。

また、10月8日、10月15日、10月16日を専門部会の予備日に設定しております。

その後、10月16日に本審を開催し各専門部会の報告を受けて、産別最低賃金改正の答申をいただく日程にしております。

産業別最低賃金にも異議申出の制度がございまして、これまで産別最賃につきまして異議申出があったことはございませんが、一応異議申出があった場合の本審の日程を11月1日の午後1時半から確保しております。

また、9月2日の検討小委員会、9月10日の検討小委員会につきましては、第5回の本審の開催案内と合わせまして、8月21日付で該当する各委員の方へメールで送付させていただいておりますので、確認願います。

なお、検討小委員会につきましては、使用者代表委員の皆さま方におかれましては、ご担当される業種が含まれる小委員会への出席となりますので、よろしく願います。

また、第3回検討小委員会は、第1回及び第2回の小委員会において、結論に至らなかった場合の予備として開催を予定しておりますので、ご了承願いたいと思います。

その他の資料でございますけれども、資料4ページ、資料No.4以下につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料No.4は、先般も説明させていただいております、産別最低賃金の改正の申出状況になります。

資料No.5以下につきましては、産業別最低賃金の全国の昨年度の決定状況等になっております。

5ページ、6ページには青森県において設定されております4つの産業別最低賃金に関連する鉄鋼、電気、そして各種商品小売、自動車小売について、他の都道府県の改正状況が一覧にされております。

また、資料No.6は、東北に限定した、過去10年間の産別最賃の改正状況ということで、鉄鋼、電気、各種商品小売、そして自動車小売について、東北の中で設定されている県について10年間の改正状況を資料とさせていただきます。

また、本日、資料の添付はございませんが、地域別最低賃金の審議と同様に産業別最低賃金の審議におきましても、公労使三者が集まって議論を行う部分は公開とすること、公労又は公使の二者で議論を行う、個別協議の部分につきましては非公開とすることの確認もお願いしたいと思います。

産別最賃の関係の事務局からの説明は以上でございます。よろしく願います。

(石岡会長)

ただ今事務局から説明がありましたけれども、これから産別審議の議事の公開について確認したいと思います。

先ほどの日程表をご覧いただきたいと思いますが、まず本審9月12日の第5回本審、これは必要性の有無についての答申です。

それから10月16日の第6回本審、これは産別の改正の答申、これは今までどおり公開というふうにしております。

その他の部分ですけれども、先般7月4日に行われた第1回の本審でも、この議事の公開の取扱いについてお話をしたところですが、昨年4月の中央、中賃の方で出された目安制度の在り方に関する全員協議会報告、これを踏まえて公労使三者が集まって議論を行う部分は公開とし、個別の協議の部分は非公開とすることの確認をしております。

したがって、この産別の審議においても、公労使三者が集まって議論する部分は公開とし、公労又は公使の二者で議論を行う部分、個別の議論を含むものは非公開とする、ということについて確認したいと思います。ご意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

よろしいですかね。では、繰り返しになりますが、公労使三者が集まって議論を行う部分は公開ということで、各小委員会、各専門部会において適切に対応していただくようお願いいたします。

その他に何かございますか。

特によろしいでしょうか。それでは、産別の議論がこれから始まりますので、委員会、審議会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

では、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。お疲れ様でした。